

8. スポーツ・青少年・ 教育

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成果をレガシーとして発展させる取組に対する全面的支援

(提案要求先 内閣官房・復興庁・内閣府・警察庁・総務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・都民安全推進本部・総務局・デジタルサービス局・生活文化局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・教育庁)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の成果をレガシーとして発展させる取組について、国として全面的に支援すること。

<現状・課題>

東京 2020 大会については、平成 25 年 1 月に立候補ファイルを IOC に提出し、同年 9 月 7 日に行われた IOC 総会において東京での開催が決定した。平成 27 年 2 月 27 日には、組織委員会から大会開催基本計画が IOC と IPC に提出され、国、都、組織委員会等の関係者が連携・協力し、開催の準備を進めてきた。

大会の開催に当たり、国が平成 27 年 11 月に閣議決定した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」で、「大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」こととしている。

また、平成 29 年 5 月 31 日には、国、都、組織委員会、競技会場が所在する自治体の四者で、東京 2020 大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について合意している。合意では「オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う」とされており、ここには必要な地方の財源確保も含まれている。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、大会は 1 年延期となった。大会延期決定後の、令和 2 年 4 月には、組織委員会と IOC が、大会延期に伴う今後の準備の枠組みについて合意し、その中では、サービスレベルの水準を最適化・合理化する施策を検討するとともに、延期によるコスト削減を図るものとされ、IOC と国・都・組織委員会の日本側は共同で、延期のもたらす影響について、引き続き評価と議論を行うこととした。同年 6 月に開催された IOC 理事会では、大会の開催に向けた方針として、安全・安心な環境を提供す

ることを最優先課題とすること、延期に伴う費用を最小化し、都民・国民から理解と共感を得られるものにする、大会を簡素（シンプル）なものとする、この3点の基本原則の下に準備を進めていくことが確認され、IOCや日本側の関係者が連携して取り組んできた。

また、大会の追加経費については、令和2年12月に、国、都、組織委員会による協議を行い、三者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む必要があるという基本的な考え方を共有した上で、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の追加経費の負担について」に合意している。

大会における新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」において、出入国をはじめとする水際対策、競技会場・選手村における感染防止対策、検査・治療・療養体制など幅広く議論し、同年12月に中間整理をとりまとめるとともに、令和3年4月には、変異株等に対応した追加的な対策をとりまとめ、国、都、組織委員会等の関係者が具体策の検討を行った。

安全・安心な大会の開催を実現するため、関係者が一体となって取り組んだ東京2020大会は、世界中からアスリートが参加し、熱戦を繰り広げ、コロナによって分断された世界を、スポーツの力で一つにし、世界中の人々に勇気と希望を届けた大会となった。大会の経験を通じて生み出されたレガシーを発展させ、危機管理の徹底による都民の安全・安心の確保や、社会に色濃く残る、物理的、制度的、心理的な数々の障壁を取り除き、真にバリアフリーの社会を創り上げるなど都市の成熟へと結び付け、日本全体の持続的な発展につなげていくため、引き続き国を挙げて取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京2020大会では、国、都、組織委員会等が一体となって、安全・安心な大会の実現に取り組むとともに、大会ビジョンに「多様性と調和」をコンセプトとして掲げ、世界で初めて二回目のパラリンピックを開催した。こうした大会の成果をレガシーとして発展させていくため、引き続き、都、組織委員会等と連携・協力を行い、国として、財政措置を含め、主体的・全面的な支援を行うこと。
- (2) 東京2020大会に向け準備を進めてきた、競技会場等の整備、セキュリティ対策や輸送などのハード・ソフト両面にわたる様々な取組を、都市のレガシーとして発展させ、社会に根付かせていくために必要な措置を講じること。
- (3) 安全・安心な大会の開催に向けて構築した、治安対策、サイバーセキュリティ対策、災害対策及び感染症対策などの危機管理体制やそのノウハウ等を、都市のまちづくり全般に展開するために、引き続き支援すること。
- (4) 出入国管理等の水際対策、入国後の移動・行動管理、健康管理の徹底、医療・保健等関係機関との連携など、東京2020大会に向けて講じた新型コロナウイルス感染症対策の知見を、今後の大規模イベント等に生かし、安全・安心な暮らしを実現するため、必要な措置を講じること。
- (5) 競技会場等への来場者等の安全・安心確保のために取り組んできた、地震・大型台風等の災害時における情報提供体制の強化について、災害時情報を多言語で発信する取組など、大会後も引き続き推進すること。

- (6) 東京 2020 大会に向けて成立された、チケットの不正転売を防止するための法律について、引き続き公平な観戦機会の享受などが実現されるよう、法の実効性を高めるための必要な措置を講じること。
- (7) 東京 2020 大会のパラリンピック・ムーブメントを継承・発展させ、障害の有無、年齢にかかわらず、誰もがパラスポーツを楽しめる社会を実現するため、パラスポーツの理解促進や普及啓発、競技力向上などの取組に対し、国として率先して積極的な支援を行うこと。
- (8) 東京 2020 大会に向けて実施してきた、社会に貢献しようとするボランティアマインドの醸成、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーの涵養、自他を認め合う豊かな国際感覚の育成などの取組について、大会後もレガシーとして教育活動を継続できるよう必要な支援を行うとともに、子供たちの学びを支える教員の指導力を継続して向上できるよう、必要な措置を講じること。
- (9) 東京 2020 大会を契機に高まったボランティア参加気運を一過性のものとせず、大会後も維持・継続できるよう、ボランティア休暇の普及・取得促進をはじめ、活動に参加しやすい環境づくりなどの必要な措置を講じること。
- (10) 東京 2020 大会に向けて進めてきた暑さ対策について、大会後も引き続き、都、区市町村、民間事業者に対し、情報発信や支援等の取組を行っていくこと。
- (11) 誰もがスポーツに親しむ社会の実現に向け、東京 2020 大会の開催を契機に高まったスポーツ気運を生かし、大会のレガシーを継承していくため、スポーツ環境の整備・充実、競技力の向上等に向けた取組など、国として率先して積極的な支援を行うこと。
- (12) 東京 2020 大会に関連して整備したインフラが都民・国民の生活に資するよう着実に活用され、さらに、競技会場については、スポーツ施設の新たな魅力を最大限発揮し、スポーツを中心とした様々な目的で活用されるように、国として、積極的な支援を行うこと。
- (13) 東京 2020 大会をドーピングのないクリーンな大会とするため、世界アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング対策について、組織委員会と関係行政機関等が連携して進めてきたが、引き続きスポーツにおけるドーピング防止に関する施策を総合的に推進するために、国として必要な措置を講じること。
- (14) 東京 2020 大会を契機とし、日本の多彩な芸術文化の魅力を世界に発信するとともに、文化プログラムを全国に浸透させ、レガシーとしていくため、財政支援に加え、地域で活躍するアーティストや文化団体等に対する人材育成支援や、事業の企画・実施体制を構築・強化する取組への支援等を充実すること。
- (15) 大会を契機に取組が進んだ新しい生活様式について、今後定着するよう国においても必要な施策を講じること。具体的には、テレワークやオフピーク通勤について、便利で快適な都市活動と経済活動との両立に向け、今後更に取組が拡大していくよう必要な支援を行うとともに、物流については、荷主の理解と協力を得て実現した物流効率化を引き続き継続できるよう、特に

荷主対策を中心とした支援を行うこと。

また、大会時に実施された交通対策について、今後平常時及び災害時等での活用を視野に必要な施策を講じること。

- (16) 東京 2020 大会開催に向けて訪日外国人の受入環境を官民一体で整備してきたが、大会後もレガシーとして I C T の活用も含めた多言語対応が促進されるよう、積極的な支援を行うこと。
- (17) 訪日外国人等が安心して医療を受けられる体制を整備するため、大会に向けて進めてきた、医療通訳の育成・活用体制の整備など、医療機関における多言語による診療体制の整備等に向けた取組に対する支援を引き続き行うこと。
- (18) 東京 2020 大会は「復興オリンピック・パラリンピック」でもあり、大会を通じて生み出された絆をレガシーとして引き継いでいくために、大会後もスポーツ等を通じて一層の連携を強化するなど、引き続き、国として積極的な支援を行うこと。
- (19) 全国各地で実施された聖火リレーや事前キャンプ等を含め、東京 2020 大会の開催による国際交流、スポーツ・文化振興、共生社会の実現に向けた取組等の様々な効果を全国に広く波及させていくため、大会後も継続的な支援に取り組むこと。

参 考

○ スポーツ基本法（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。このため、都教育委員会は、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材やICTの活用など、多様な取組を総合的に推進し、教員が本来業務に注力できる環境の整備に努めている。

国においては、令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正し、勤務時間の上限に関するガイドライン（時間外の在校等時間が原則月45時間、年間360時間）が法的根拠のある指針に格上げされた。指針では、服務監督権者である各教育委員会が講ずべき措置として、当該指針を参考にしながら、教員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしており、都教育委員会においても都立学校教員の在校等時間の上限等に関する方針を条例・規則に位置付けた。

現在、各学校では、コロナ禍においても子供たちの学びを止めないため、徹底した感染症対策を行いながら教育活動を実施している。引き続き、国の指針や都の上限方針等を踏まえながら、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業や校内の感染症対策等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員を拡大するなど、財政的支援を充実すること。
- (2) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- (3) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等に係る経費について、財政的支援を行うこと。

- (4) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (5) 部活動指導員や外部指導者等の円滑な運用、地域部活動への移行に向けた環境整備を図ること。

3 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成25年度末に完了し、平成26年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業においては、依然、採択がなされない場合があり、学校体育館等は令和2年度第3次補正予算からようやく断熱性の確保を条件として、採択され始めたところである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やトイレ洋式化等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、今後は学校体育館への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。
- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

4 教育のデジタル化の推進に向けた支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、クラウド利用を含めた学習支援サービス、指導者用端末、予備端末等補助の対象範囲を拡大するとともに、補助単価の上限を増額すること。
- (2) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分の校内通信ネットワーク整備や端末整備等についても補助対象とすること。
- (3) I C T支援員の配置費用や端末整備完了後における端末更新時の費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) 校内通信ネットワーク整備の補助制度について、補助期間を延長するとともに、補助単価の見直しなどを講じること。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用確保のため、技術的な支援を行うとともに、端末の常時接続下におけるネットワーク環境改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイルW i — F i ルーター等の補助制度について、補助期間を延長するとともに、通信費についても補助の対象とすること。
- (7) 補助制度について、東京都や区市町村が担う事務の負担軽減を図るとともに、最大限の支援を行うこと。
- (8) 「学校のI C T環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても財政支援を行うこと。

- (9) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、補助単価の上限を増額するとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) デジタル教科書の将来的な在り方と、そこに向かう工程など、全体像を早期に示すこと。

<現状・課題>

Society5.0時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人ひとりの能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、令和2年度中に整備を行うこととした。

しかし、「GIGAスクール構想」の補助制度について、端末、校内ネットワーク整備等は、令和3年度以降新設する学校は対象となっていない。

また、一人1台端末整備は、当初令和元年5月1日現在の児童・生徒数を基に算出されており、その後令和2年度に増加した人数に対応する分についても追加で措置されたが、令和3年度以降増加した分は自治体負担となる。一人1台端末の整備に関する補助制度の対象外である3人に1台の基準で配備される端末や指導者用の端末等は「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」をされているが、都や一部の区市町村は地方交付税不交付団体であることから、財政措置がされていない。

さらに、補助制度の対象は、端末やキーボード等に限られているが、一人1台端末を十分に活用するためには、クラウド利用を含めた学習支援サービスやキー

ボード以外の周辺機器等、指導者用端末や予備端末などが必要となる。

校内通信ネットワーク整備の補助制度は令和2年度までとなっているが、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴い、ICT機器の需要が非常に高まっている中で、多くの学校を設置する区市町村においては単年度での対応は困難である。

また、整備が完了した区市町村においても、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。

モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求められており、継続した財政支援が必要である。また、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

1人1台端末整備の前倒しや新たな補助制度の創設等により、都道府県や区市町村の事務負担が増大している。

継続的にICTを活用していくためには、ICT支援員や端末整備完了後の費用等についても、十分な財政支援が必要となる。

さらに、義務教育段階で一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助対象は学校設置者が整備した端末のみとされているが、一人ひとりの進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。

また、令和3年3月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議中間まとめ」が公表されたが、主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 児童・生徒1人1台端末整備の補助制度について、リース方式による有償の保守・保証、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末なども休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、補助制度の対象範囲に含めるとともに補助割合（定額4万5,000円）を増額すること。
- (2) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、校内通信ネットワークや一人1台端末整備等を令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分についても補助対象とすること。
- (3) 各学校において、持続的にICT機器が活用できるよう、地方財政措置を超えるICT支援員の配置費用や補助制度を活用した端末整備完了後における保守管理及び端末更新時の費用等についても、継続的かつ十分な財

政支援を行うこと。

- (4) 校内通信ネットワーク整備の補助制度について、新型コロナウイルス感染症等の影響により、早急な整備が困難な場合もあることから、補助制度の期間を延長するとともに補助単価の見直し等を行うこと。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、一人1台端末の常時接続下におけるネットワーク環境の改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、補助期間を延長するとともに、通信費についても補助の対象とすること。また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。
- (7) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、東京都や区市町村が担う事務につき、負担軽減を図るとともに最大限の支援を行うこと。
- (8) 児童・生徒3人に1台の基準で配備される端末や指導者用端末等に対する「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても、交付団体同様に財政支援を行うこと。
- (9) 義務教育段階を1人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要があるが、高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、補助単価の上限を増額するとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書の将来的な在り方と、そこに向かう工程など、全体像を早期に示すこと。